

<p>応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 実技を主体とする場合 訓練を受ける者一人につき五千四百円</p> <p>ロ 知識を主体とする場合 訓練を受ける者一人につき三千五百八十円</p> <p>7 管理者訓練 訓練を受ける者一人につき三千二百三十円</p> <p>8 監督者訓練員養成訓練 訓練を受ける者一人につき一万四千六百円</p> <p>9 略</p>		<p>三百～三百二十六 略</p>	<p>三百二十七 栃木県産業技術センターが依頼に基づき実施する試験、測定又は作業</p> <p>1 金属の物理試験、化学試験又は測定 次に掲げる試験又は測定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 耐食性試験 二十四時間まで 一万千五百円、二十四時間を超える場合はその超える二時間までごとに九百五十円を加算した金額</p> <p>ロ 振動試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 温度湿度条</p>		<p>応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 実技を主体とする場合 訓練を受ける者一人につき四千九百五十円</p> <p>ロ 知識を主体とする場合 訓練を受ける者一人につき三千五百二十円</p> <p>7 管理者訓練 訓練を受ける者一人につき三千八百八十円</p> <p>8 監督者訓練員養成訓練 訓練を受ける者一人につき一万四千四百円</p> <p>9 略</p>		<p>三百～三百二十六 略</p>	<p>三百二十七 栃木県産業技術センターが依頼に基づき実施する試験、測定又は作業</p> <p>1 金属の物理試験、化学試験又は測定 次に掲げる試験又は測定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 耐食性試験 二十四時間まで 一万千三百円、二十四時間を超える場合はその超える二時間までごとに九百四十円を加算した金額</p> <p>ロ 振動試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 温度湿度条</p>	
---	--	-------------------	---	--	---	--	-------------------	---	--

件を伴う場合
 一時間まで
 七千八百円
 一、一時間を
 超える場合は
 その超える一
 時間までごと
 に五千八百十
 円を加算した
 金額

(2) 温度湿度条
 件を伴わない
 場合 一時間
 まで六千七百
 五十円、一時
 間を超える場
 合はその超え
 る一時間まで
 ごとに三千九
 百二十円を加
 算した金額

ハ 熱処理試験
 次に掲げる処理
 の区分に応じ、
 それぞれ次に定
 める金額

(1) 大気熱処理
 一時間まで
 八千八百七十
 円、一時間を
 超える場合は
 その超える一
 時間までごと
 に五千八百八
 十円を加算し
 た金額

(2) 雰囲気熱処
 理 一時間ま
 で七千七百七
 十円、一時間
 を超える場合
 はその超える
 一時間までご
 とに四千七百
 八十円を加算

件を伴う場合
 一時間まで
 七千六百六十
 円、一時間を
 超える場合は
 その超える一
 時間までごと
 に五千九十円
 一を加算した
 金額

(2) 温度湿度条
 件を伴わない
 場合 一時間
 まで六千六百
 三十円、一時
 間を超える場
 合はその超え
 る一時間まで
 ごとに三千八
 百五十円を加
 算した金額

ハ 熱処理試験
 次に掲げる処理
 の区分に応じ、
 それぞれ次に定
 める金額

(1) 大気熱処理
 一時間まで
 八千七百十円
 一、一時間を
 超える場合は
 その超える一
 時間までごと
 に五千七百八
 十円を加算し
 た金額

(2) 雰囲気熱処
 理 一時間ま
 で七千六百三
 十円、一時間
 を超える場合
 はその超える
 一時間までご
 とに四千七百
 円を加算

した金額

(3) 真空熱処理

一時間まで

一万百円

、一時間を

超える場合は

その超える一

時間までごと

に七千七百七十

円を加算した

金額

(4) 恒温熱処理

一時間まで

八千九十円

、一時間を

超える場合は

その超える一

時間までごと

に五千百円を

加算した金額

二 温度湿度環境

試験 次に掲げ

る試験の区分に

応じ、それぞれ

次に定める金額

(1) 温度湿度サ

イクル試験

一時間まで三

千四百八十

円、一時間を

超える場合は

その超える一

時間までごと

に千五百九十

円を加算した

金額

(2) 冷熱衝撃試

験 一時間ま

で六千六百四

十円、一時間

を超える場合

はその超える

一時間までこ

とに二千七百

十円を加算

した金額

(3) 真空熱処理

一時間まで

九千九百七十

円、一時間を

超える場合は

その超える一

時間までごと

に七千四百十

円を加算した

金額

(4) 恒温熱処理

一時間まで

七千九百五十

円、一時間を

超える場合は

その超える一

時間までごと

に五千十円を

加算した金額

二 温度湿度環境

試験 次に掲げ

る試験の区分に

応じ、それぞれ

次に定める金額

(1) 温度湿度サ

イクル試験

一時間まで三

千四百二十

円、一時間を

超える場合は

その超える一

時間までごと

に千五百七十

円を加算した

金額

(2) 冷熱衝撃試

験 一時間ま

で六千五百二

十円、一時間

を超える場合

はその超える

一時間までこ

とに二千六百

七十円を加算

した金額
 ホ 三次元測定
 (要素) 一試
 料につき要素の
 数が一である場
 合にあつては二
 千九百四十円、
 要素の数が二以
 上である場合に
 あつては二千九
 百四十円に一を
 超える要素の数
 に千八百四十円
 を乗じて得た額
 を加算した金額
 へ 三次元測定
 (輪郭) 一試
 料につき輪郭の
 数が一である場
 合にあつては二
 千九百四十円、
 輪郭の数が二以
 上である場合に
 あつては二千九
 百四十円に一を
 超える輪郭の数
 に千八百四十円
 を乗じて得た額
 を加算した金額
 ト 三次元測定
 (形状) 一試
 料につき測定点
 が百点まで二万
 千六百円、測定
 点が百点を超え
 る場合はその超
 える百点までこ
 とに一万六千二
 百円を加算した
 金額
 チ その他の試験
 又は測定 七百
 九十円以上二万
 四千七百円以内

2

金属の硬さ試験

した金額
 ホ 三次元測定
 (要素) 一試
 料につき要素の
 数が一である場
 合にあつては二
 千八百九十円、
 要素の数が二以
 上である場合に
 あつては二千八
 百九十円に一を
 超える要素の数
 に千八百十円
 を乗じて得た額
 を加算した金額
 へ 三次元測定
 (輪郭) 一試
 料につき輪郭の
 数が一である場
 合にあつては二
 千八百九十円、
 輪郭の数が二以
 上である場合に
 あつては二千八
 百九十円に一を
 超える輪郭の数
 に千八百十円
 を乗じて得た額
 を加算した金額
 ト 三次元測定
 (形状) 一試
 料につき測定点
 が百点まで二万
 千三百円、測定
 点が百点を超え
 る場合はその超
 える百点までこ
 とに一万六千円
 を加算した
 金額
 チ その他の試験
 又は測定 七百
 八十円以上二万
 四千三百円以内

2

金属の硬さ試験

又は金属組織等の
写真撮影のための
試験片の作製 一
工程につき九百十
円

3 金属組織等の写
真撮影 一枚につ
き二千六百八十
円以上三千四百八十
円以内

4 電気・電子測定
試験 五箇所まで
ごとに千三百三十
円以上六千六百三
十円以内

5 電磁両立性の試
験又は測定 次に
掲げる試験又は測
定の区分に応じ、
それぞれ次に定め
る金額

イ エミッション
測定 一試料に
つき一時間まで
三万三千五百
円、一時間を超
える場合はその
超える一時間ま
でごとに三万八
百円を加算した
金額

ロ イミューナイ
試験 一試料に
つき一時間まで
一万四千円
、一時間を超
える場合はその
超える一時間ま
でごとに九千六
百円 を加算
した金額

ハ 耐ノイズ試験
一試料につき
一時間まで六千
三百六十円、一

又は金属組織等の
写真撮影のための
試験片の作製 一
工程につき九百円

3 金属組織等の写
真撮影 一枚につ
き二千六百四十
円以上三千四百二十
円以内

4 電気・電子測定
試験 五箇所まで
ごとに千三百十
円以上六千五百十
円以内

5 電磁両立性の試
験又は測定 次に
掲げる試験又は測
定の区分に応じ、
それぞれ次に定め
る金額

イ エミッション
測定 一試料に
つき一時間まで
三万二千九百
円、一時間を超
える場合はその
超える一時間ま
でごとに三万三
百円を加算した
金額

ロ イミューナイ
試験 一試料に
つき一時間まで
一万三千九百
円、一時間を超
える場合はその
超える一時間ま
でごとに九千四
百三十円を加算
した金額

ハ 耐ノイズ試験
一試料につき
一時間まで六千
二百五十円、一

時間を超える場合はその超える一時間までごとに五千円を加算した金額

6 樹脂の物理試験又は化学試験 千四百四十円以上千五百五十円以内

7 木質材料等試験次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 製品強度試験のうち動荷重試験 一試料につき千回まで二千九百十円、千回を超える場合はその超える千回までごとに九百七十円を加算した金額

ロ 熱風循環機及び低温恒温恒湿装置による試験 一時間まで三千四百八十円、一時間を超える場合はその超える一時間までごとに六百七十円を加算した金額

ハ その他の試験 三百八十円以上二万五千円以内

8 食品等の保存試験 一項目につき二千六百八十円以上六千六百三十円以内

9 食品等の検査 一項目につき七百

時間を超える場合はその超える一時間までごとに四千九百十円を加算した金額

6 樹脂の物理試験又は化学試験 千三百三十円以上千五百三十円以内

7 木質材料等試験次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 製品強度試験のうち動荷重試験 一試料につき千回まで二千八百六十円、千回を超える場合はその超える千回までごとに九百六十円を加算した金額

ロ 熱風循環機及び低温恒温恒湿装置による試験 一時間まで三千四百二十円、一時間を超える場合はその超える一時間までごとに六百六十円を加算した金額

ハ その他の試験 三百八十円以上二万四千六百円以内

8 食品等の保存試験 一項目につき二千六百四十円以上六千五百十円以内

9 食品等の検査 一項目につき七百

<p>三百二十八 栃木県 産業技術センター 繊維技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する試験、 測定又は作業</p>	<p>1 繊維の物理試験 又は化学試験 次 に掲げる試験の区 分に応じ、それぞ れ次に定める金額 イ 分解試験 次 に掲げる繊維の 区分に応じ、そ れぞれ次に定め る金額 (1) 織物 一完 全の縦及び横 の和が三十本 まで千四百四 十円、その和 が三十本を超 える場合はそ</p>	<p>九十円以上二千六 百八十円以内 10 放射線量の測定 一試料につき三 千五百五十円 11 放射性核種の測 定 一試料につき 一万九千七百円 12 分析 一成分に つき九百十円以上 六万七千三百円以 内 13 走査型電子顕微 鏡等による写真撮 影 一枚につき三 千九百八十円以上 二万二千七百円以 内 14 コンピュータ援 用設計 一時間ま で五千八百三十 円、一時間を超え る場合はその超え る一時間までごと に四千五百六十円 を加算した金額 15 略</p>	<p>三百二十八 栃木県 産業技術センター 繊維技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する試験、 測定又は作業</p>	<p>1 繊維の物理試験 又は化学試験 次 に掲げる試験の区 分に応じ、それぞ れ次に定める金額 イ 分解試験 次 に掲げる繊維の 区分に応じ、そ れぞれ次に定め る金額 (1) 織物 一完 全の縦及び横 の和が三十本 まで千四百二 十円、その和 が三十本を超 える場合はそ</p>	<p>八十円以上二千六 百四十円以内 10 放射線量の測定 一試料につき三 千四百九十円 11 放射性核種の測 定 一試料につき 一万九千四百円 12 分析 一成分に つき九百円 以上 六万六千五百円以 内 13 走査型電子顕微 鏡等による写真撮 影 一枚につき三 千九百十円 以上 二万二千三百円以 内 14 コンピュータ援 用設計 一時間ま で五千七百三十 円、一時間を超え る場合はその超え る一時間までごと に四千四百八十円 を加算した金額 15 略</p>
---	---	---	---	---	---

の超える十本
までごとに百
七十円を加算
した金額

(2) トーション
レース及び
ニット五十
コースまで千
九百円、
五十コースを
超える場合は
その超える十
コースまでご
とに百七十円
を加算した金
額

ロ 耐光試験 照
射時間一時間
につき二十点まで
六百六十円以
内、二十点を超
える場合はその
超える十点まで
ごとに三百八十
円を加算した金
額(その金額が
七百九十円未満
の場合は七百九
十円)

ハ その他の試験
七百九十円以
上千九百円
以内

2 略
3 繊維混用率試験
二成分まで二千
百十円、二成分を
超える場合はその
超える一成分ごと
に七百九十円を加
算した金額

4 放射線量の測定
一試料につき三
千五百五十円

5 分析 一成分に

の超える十本
までごとに百
七十円を加算
した金額

(2) トーション
レース及び
ニット五十
コースまで千
八百七十円、
五十コースを
超える場合は
その超える十
コースまでご
とに百七十円
を加算した金
額

ロ 耐光試験 照
射時間一時間
につき二十点まで
六百五十円以
内、二十点を超
える場合はその
超える十点まで
ごとに三百八十
円を加算した金
額(その金額が
七百八十円未満
の場合は七百八
十円)

ハ その他の試験
七百八十円以
上千八百七十円
以内

2 略
3 繊維混用率試験
二成分まで二千
八十円、二成分を
超える場合はその
超える一成分ごと
に七百八十円を加
算した金額

4 放射線量の測定
一試料につき三
千四百九十円

5 分析 一成分に

<p>三百二十九 栃木県 産業技術センター 県南技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する試験、 測定又は作業</p>	<p>1 金属の物理試 験、化学試験又は 測定 次に掲げる 試験又は測定 の区 分に応じ、それぞ れ次に定める金額 イ 三次元測定 (要素) 一試 料につき要素の 数が一である場 合にあつては二 千九百四十円、 要素の数が二以 上である場合に あつては二千九 百四十円に一を 超える要素の 数 に千八百四十円 を乗じて得た額 を加算した金額 ロ 三次元測定 (輪郭) 一試 料につき輪郭の 数が一である場 合にあつては二 千九百四十円、 輪郭の数が二以 上である場合に あつては二千九 百四十円に一を 超える輪郭の 数 に千八百四十円 を乗じて得た額 を加算した金額</p>	<p>つき千九百円 以上三千五百八十 円以内 6 光学顕微鏡又は 走査型電子顕微鏡 による写真撮影 一枚につき七百九 十円以上四千八百 二十円以内 7 略</p>
<p>三百二十九 栃木県 産業技術センター 県南技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する試験、 測定又は作業</p>	<p>1 金属の物理試 験、化学試験又は 測定 次に掲げる 試験又は測定 の区 分に応じ、それぞ れ次に定める金額 イ 三次元測定 (要素) 一試 料につき要素の 数が一である場 合にあつては二 千八百九十円、 要素の数が二以 上である場合に あつては二千八 百九十円に一を 超える要素の 数 に千八百十円 を乗じて得た額 を加算した金額 ロ 三次元測定 (輪郭) 一試 料につき輪郭の 数が一である場 合にあつては二 千八百九十円、 輪郭の数が二以 上である場合に あつては二千八 百九十円に一を 超える輪郭の 数 に千八百十円 を乗じて得た額 を加算した金額</p>	<p>つき千八百七十円 以上三千五百二十 円以内 6 光学顕微鏡又は 走査型電子顕微鏡 による写真撮影 一枚につき七百八 十円以上四千七百 四十円以内 7 略</p>

ハ 三次元測定
(形状) 一試
料につき測定点
が百点まで二万
千六百円、測定
点が百点を超え
る場合はその超
える百点までこ
とに一万六千二
百円を加算した
金額

ニ その他の試験
又は測定 千四
十円以上四千百
七十円以内

2 金属の硬さ試験
又は金属組織等の
写真撮影のための
試験片の作製 一
工程につき九百十
円

3 金属組織等の写
真撮影 一枚につ
き二千六百八十
円以上三千四百八
十円以内

4 樹脂の物理試験
又は化学試験 九
百十円以上千五百
五十円以内

5 樹脂の機械加工
二千百十円

6 砕石等の物理試
験又は化学試験
二千五百七十円以
上一万九千円以
内

7 放射線量の測定
一試料につき三
千五百五十円

8 分析 一成分に
つき千四百四十
円以上六千九百七
十円以内

9 走査型電子顕微

ハ 三次元測定
(形状) 一試
料につき測定点
が百点まで二万
千三百円、測定
点が百点を超え
る場合はその超
える百点までこ
とに一万六千円
を加算した
金額

ニ その他の試験
又は測定 千三
十円以上四千百
円以内

2 金属の硬さ試験
又は金属組織等の
写真撮影のための
試験片の作製 一
工程につき九百円

3 金属組織等の写
真撮影 一枚につ
き二千六百四十
円以上三千四百二
十円以内

4 樹脂の物理試験
又は化学試験 九
百円以上千五百
三十円以内

5 樹脂の機械加工
二千八十円

6 砕石等の物理試
験又は化学試験
二千五百三十円以
上一万八千七百円
以内

7 放射線量の測定
一試料につき三
千四百九十円

8 分析 一成分に
つき千四百二十
円以上六千八百五
十円以内

9 走査型電子顕微

三百三十 栃木県産 業技術センター紬 織物技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する測定又 は作業	鏡による写真撮影 一枚につき四千 八百二十円	10 略	三百三十 栃木県産 業技術センター紬 織物技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する測定又 は作業	鏡による写真撮影 一枚につき四千 七百四十円	10 略				
	1 繊維の染色加工 次に掲げる加工 の区分に応じ、そ れぞれ次に定める 金額 イ 摺込液調整 百立方センチ メートルにつき 千二百三十円 ロ その他の加工 百グラムにつ き七百九十円以 上二千六百八十 円以内	2 製織準備加工 次に掲げる加工の 区分に応じ、それ ぞれ次に定める金 額 イ 糸揚げ及び管 巻き 八十グラ ムにつき七百九 十円 ロ 整経、のり付 け及び機巻き 一反につき七百 九十円以上五千 三百八十円以内 ハ 織付け 三十 センチメートル につき千三百三 十円		3 仕上加工 六 百六十円	4 図案作成 千二 百三十円以上三万 三千六百円以内	5 糊剤調整 百グ ラムにつき七百九 十円	1 繊維の染色加工 次に掲げる加工 の区分に応じ、そ れぞれ次に定める 金額 イ 摺込液調整 百立方センチ メートルにつき 千二百十円 ロ その他の加工 百グラムにつ き七百八十円以 上二千六百四十 円以内	2 製織準備加工 次に掲げる加工の 区分に応じ、それ ぞれ次に定める金 額 イ 糸揚げ及び管 巻き 八十グラ ムにつき七百八 十円 ロ 整経、のり付 け及び機巻き 一反につき七百 八十円以上五千 二百九十円以内 ハ 織付け 三十 センチメートル につき千三百十 円	3 仕上加工 六 百五十円

<p>三百三十一 栃木県 産業技術センター 窯業技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する試験、 測定又は作業</p>	<p>6 放射線量の測定 一試料につき三 千五百五十円</p> <p>7 略</p> <p>1 窯業材料等の耐 火度、耐圧強度、 吸水率又は比重等 の物理試験 七百 九十円以上四千八 百二十円以内</p> <p>2 窯業材料等の焼 成試験 一個につ き二千百十円</p> <p>3 窯業材料等の凍 害試験 一サイク ルにつき千五百五 十円</p> <p>4 放射線量の測定 一試料につき三 千五百五十円</p> <p>5 分析 一成分に つき四千八百二十 円以上五千七百二 十円以内</p> <p>6 略</p>
<p>三百三十二〜三百七十二 略</p>	<p>三百三十二〜三百七十二 略</p>
<p>三百七十三 家畜伝 染病予防法(昭和 二十六年法律第百 六十六号)第四条 の二第五項、第五 条第一項又は第三 十一条第一項の規 定に基づく家畜又 はその死体の検査 (同法第五条第一 項の規定に基づく 家畜又はその死体 の検査にあつて は、監視伝染病の 発生を予防するた めのものに限</p>	<p>1〜10 略</p> <p>11 牛の伝達性海綿 状脳症検査 一頭 につき八千円以内</p>
<p>三百三十一 栃木県 産業技術センター 窯業技術支援セン ターが依頼に基づ き実施する試験、 測定又は作業</p>	<p>6 放射線量の測定 一試料につき三 千四百九十円</p> <p>7 略</p> <p>1 窯業材料等の耐 火度、耐圧強度、 吸水率又は比重等 の物理試験 七百 八十円以上四千七 百四十円以内</p> <p>2 窯業材料等の焼 成試験 一個につ き二千八十円</p> <p>3 窯業材料等の凍 害試験 一サイク ルにつき千五百三 十円</p> <p>4 放射線量の測定 一試料につき三 千四百九十円</p> <p>5 分析 一成分に つき四千七百四十 円以上五千六百二 十円以内</p> <p>6 略</p>
<p>三百三十二〜三百七十二 略</p>	<p>三百三十二〜三百七十二 略</p>
<p>三百七十三 家畜伝 染病予防法(昭和 二十六年法律第百 六十六号)第四条 の二第五項、第五 条第一項又は第三 十一条第一項の規 定に基づく家畜又 はその死体の検査 (同法第五条第一 項の規定に基づく 家畜又はその死体 の検査にあつて は、監視伝染病の 発生を予防するた めのものに限</p>	<p>1〜10 略</p> <p>11 牛の伝達性海綿 状脳症検査 一頭 につき六千円以内</p>

名 称	使 用 料
X線回折装置	1時間につき <u>840円</u>
小型蛍光X線分析装置	1時間につき <u>1,040円</u>
原子吸光分光光度計	1時間につき <u>1,040円</u>
略	
熱分析装置	1時間につき <u>1,380円</u>
粒度分布測定装置	1時間につき <u>220円</u>

(6) 略

名 称	使 用 料
X線回折装置	1時間につき <u>830円</u>
小型蛍光X線分析装置	1時間につき <u>1,030円</u>
原子吸光分光光度計	1時間につき <u>1,030円</u>
略	
熱分析装置	1時間につき <u>1,360円</u>
粒度分布測定装置	1時間につき <u>210円</u>

(6) 略

(栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部改正)

第十五条 栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則(平成十五年栃木県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 栃木県産業技術センター手数料細目表</p> <p>一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料</p> <p>1～6 略</p> <p>7 非破壊検査</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>X線残留応力測定</u></p> <p>イ <u>サイン二乗ブサイ法によるもの</u> <u>五千八百六十円</u></p> <p>ロ <u>コサインアルファ法によるもの</u> <u>五千五百九十円</u></p> <p>8～13 略</p> <p>二～九 略</p> <p>栃木県産業技術センター繊維技術支援センター手数料細目表、栃木県産業技術センター窯業技術支援センター手数料細目表 略</p>	<p>別表 栃木県産業技術センター手数料細目表</p> <p>一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料</p> <p>1～6 略</p> <p>7 非破壊検査</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>微小部X線応力測定</u> <u>五千八百六十円</u></p> <p>8～13 略</p> <p>二～九 略</p> <p>栃木県産業技術センター繊維技術支援センター手数料細目表、栃木県産業技術センター窯業技術支援センター手数料細目表 略</p>

第十六条 栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 栃木県産業技術センター手数料細目表</p> <p>一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料</p>	<p>別表 栃木県産業技術センター手数料細目表</p> <p>一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料</p>

1 引張試験		
(1) 五〇kN型		
イ 伸び計を要するもの	四千四百四十円	
ロ 伸び計を要しないもの	二千四百六十円	
(2) 一〇〇kN型		二千四百九十円
(3) 五〇〇kN型		四千七百七十円
イ 伸び計を要するもの	四千七百七十円	
ロ 伸び計を要しないもの	二千四百九十円	
(4) 二〇〇〇kN型		三千四百八十円
2 曲げ試験		
(1) 五〇kN型		二千五百円
(2) 五〇〇kN型		千四十円
(3) 二〇〇〇kN型		三千四百八十円
3 圧縮試験		
(1) 五〇kN型		二千五百円
(2) 五〇〇kN型		千四十円
(3) 二〇〇〇kN型		三千四百八十円
4 硬さ試験		
(1) 超微小押込み硬さ試験機によるもの		一万四千七百円
(2) その他のもの(一試料につき四箇所までを一件とする。)		千四十円
5 疲労試験		
(1) 一試料につき一時間まで		一万三千五百円
(2) 一試料につき一時間を超える場合は、その超える一時間までごとに		四千四百五十円
6 衝撃試験		千四十円
7 非破壊検査		
(1) X線透視検査(マイクロフォーカス)		
イ 一試料につき十分間まで	九千六百二十円	
ロ 一試料につき十分間を超える場合は、その超える十分間までごとに	三千四百八十円	
ハ 観察画像の出力	二千三百五十円	
(2) X線透視検査(大型)		
イ 一試料につき十分間まで	三千二百八十円	
ロ 一試料につき十分間を超える場合は、その超える十分間までごとに	九百六十円	
ハ 観察画像の出力	八百四十円	
ニ フィルム(二百五十四ミリメートル×二百五ミリメートル)使用によるもの	四千七十円	
ホ フィルム(八十五ミリメートル×三百五ミリメートル)使用によるもの		

1 引張試験		
(1) 五〇kN型		
イ 伸び計を要するもの	四千七十円	
ロ 伸び計を要しないもの	二千四百二十円	
(2) 一〇〇kN型		二千四百五十円
(3) 五〇〇kN型		四千五百円
イ 伸び計を要するもの	四千五百円	
ロ 伸び計を要しないもの	二千四百五十円	
(4) 二〇〇〇kN型		三千四百二十円
2 曲げ試験		
(1) 五〇kN型		二千四百六十円
(2) 五〇〇kN型		千三十円
(3) 二〇〇〇kN型		三千四百二十円
3 圧縮試験		
(1) 五〇kN型		二千四百六十円
(2) 五〇〇kN型		千三十円
(3) 二〇〇〇kN型		三千四百二十円
4 硬さ試験		
(1) 超微小押込み硬さ試験機によるもの		一万四千三百円
(2) その他のもの(一試料につき四箇所までを一件とする。)		千三十円
5 疲労試験		
(1) 一試料につき一時間まで		一万二千九百円
(2) 一試料につき一時間を超える場合は、その超える一時間までごとに		四千三百七十円
6 衝撃試験		千三十円
7 非破壊検査		
(1) X線透視検査(マイクロフォーカス)		
イ 一試料につき十分間まで	九千四百五十円	
ロ 一試料につき十分間を超える場合は、その超える十分間までごとに	三千四百二十円	
ハ 観察画像の出力	二千三百十円	
(2) X線透視検査(大型)		
イ 一試料につき十分間まで	三千二百三十円	
ロ 一試料につき十分間を超える場合は、その超える十分間までごとに	九百五十円	
ハ 観察画像の出力	八百三十円	
ニ フィルム(二百五十四ミリメートル×二百五ミリメートル)使用によるもの	四千円	
ホ フィルム(八十五ミリメートル×三百五ミリメートル)使用によるもの		

		二千八百三十円
(3)	X線CTスキャン	
イ	一試料につき一時間まで	一万三千五百円
ロ	一試料につき一時間を超える場合は、その超える一時間までごとに	一万四百円
(4)	X線残留応力測定	
イ	サイン二乗プサイ法によるもの	五千九百六十円
ロ	コサインアルファ法によるもの	五千六百九十円
8	めっきの厚さ試験	九百十円
9	精密測定	
(1)	長さ測定	千四十円
(2)	表面粗さ測定	
イ	接触式によるもの	千四十円
ロ	非接触式(点合焦法)によるもの	三千九百七十円
ハ	非接触式(干渉法)によるもの	三千九百十円
(3)	形状測定	
イ	接触式によるもの	二千二百三十円
ロ	非接触式(点合焦法)によるもの	
(イ)	一試料につき形状の数が一まで	四千七百四十円
(ロ)	一試料につき形状の数が一を超える場合は、その超える形状の数一ごとに	二千二十円
ハ	非接触式(X線CT)によるもの	
(イ)	一試料につき形状の数が一まで	一万九千二百円
(ロ)	一試料につき形状の数が一を超える場合は、その超える形状の数一ごとに	三千二百四十円
(4)	歯車測定	
イ	接触式によるもの	一万六千七百円
ロ	非接触式によるもの	一万四千五百円
(5)	真円度測定	
イ	接触式によるもの	二千二百三十円
ロ	非接触式によるもの	五千五百二十円
10	三次元デジタイジング	
(1)	一試料につき一時間まで	五千五百四十円
(2)	一試料につき一時間を超える場合は、その超える一時間までごとに	五千二百九十円
11	焼入性評価試験	七千八百五十円
12	表面処理膜等の密着性試験	六千七百二十円
13	その他の金属の物理試験、化学試験又は測	

		二千七百八十円
(3)	X線CTスキャン	
イ	一試料につき一時間まで	一万三千三百円
ロ	一試料につき一時間を超える場合は、その超える一時間までごとに	一万三百円
(4)	X線残留応力測定	
イ	サイン二乗プサイ法によるもの	五千八百六十円
ロ	コサインアルファ法によるもの	五千五百九十円
8	めっきの厚さ試験	九百円
9	精密測定	
(1)	長さ測定	千三十円
(2)	表面粗さ測定	
イ	接触式によるもの	千三十円
ロ	非接触式(点合焦法)によるもの	三千九百円
ハ	非接触式(干渉法)によるもの	三千八百四十円
(3)	形状測定	
イ	接触式によるもの	二千百九十円
ロ	非接触式(点合焦法)によるもの	
(イ)	一試料につき形状の数が一まで	四千六百六十円
(ロ)	一試料につき形状の数が一を超える場合は、その超える形状の数一ごとに	千九百九十円
ハ	非接触式(X線CT)によるもの	
(イ)	一試料につき形状の数が一まで	一万八千九百円
(ロ)	一試料につき形状の数が一を超える場合は、その超える形状の数一ごとに	三千百九十円
(4)	歯車測定	
イ	接触式によるもの	一万六千四百円
ロ	非接触式によるもの	一万四千百円
(5)	真円度測定	
イ	接触式によるもの	二千百九十円
ロ	非接触式によるもの	五千四百二十円
10	三次元デジタイジング	
(1)	一試料につき一時間まで	五千四百四十円
(2)	一試料につき一時間を超える場合は、その超える一時間までごとに	五千二百円
11	焼入性評価試験	七千七百十円
12	表面処理膜等の密着性試験	六千六百元
13	その他の金属の物理試験、化学試験又は測	

	定	七百九十
	円以上三千四百八十円以内で知事が定める額	
二	金属組織等の写真撮影手数料	
1	光学顕微鏡による組織等の撮影	三千四百八十円
2	マクロ組織等の撮影	二千六百八十円
三	電気・電子測定試験手数料	
1	電流測定	千三百三十円
2	電圧測定	千三百三十円
3	電気抵抗測定	千三百三十円
4	絶縁抵抗測定	千五百五十円
5	静電容量測定	千三百三十円
6	インダクタンス測定	千三百三十円
7	電力測定	千三百三十円
8	絶縁耐圧試験	二千円
9	インピーダンス測定	二千三百五十円
10	その他の電気・電子測定試験	二千円
	以上六千六百三十円以内で知事が定める額	
四	樹脂の物理試験又は化学試験手数料	
1	引張試験	千五百五十円
2	曲げ試験	千五百五十円
3	圧縮試験	千五百五十円
4	比重試験	千五百五十円
5	弾性率試験	千五百五十円
6	摩擦試験	千五百五十円
7	耐薬品性試験	千四十円
五	木質材料等試験手数料	
1	材料強度試験	七百九十円
2	略	
3	塗膜試験	七百九十円
4	略	
5	接着力試験(加工を含み、一試料につき一件とする。)	千四十円
6	キセノンウエザーメータによる耐候試験(一サイクル二十時間を一件とする。)	八千六百四十円
7	静荷重による製品強度試験	千四百四十円
8	収縮率測定	七百九十円
9	浸せきはくり試験	七百九十円
10	結露防止性能試験	一万五千円
11	断熱性試験	一万五千円
12	デュボン衝撃試験器による塗膜試験	千六百二十円
13	実大万能材料試験機による材料強度試験	五千四百三十円
六	食品等の保存試験手数料	
1	一月以内のもの	二千六百八十円
2	一月を超え三月以内のもの	三千三百六十円
3	三月を超え六月以内のもの	四千三十円

	定	七百八十
	円以上三千四百二十円以内で知事が定める額	
二	金属組織等の写真撮影手数料	
1	光学顕微鏡による組織等の撮影	三千四百二十円
2	マクロ組織等の撮影	二千六百四十円
三	電気・電子測定試験手数料	
1	電流測定	千三百十円
2	電圧測定	千三百十円
3	電気抵抗測定	千三百十円
4	絶縁抵抗測定	千五百三十円
5	静電容量測定	千三百十円
6	インダクタンス測定	千三百十円
7	電力測定	千三百十円
8	絶縁耐圧試験	千九百七十円
9	インピーダンス測定	二千三百十円
10	その他の電気・電子測定試験	千九百七十円
	以上六千五百十円以内で知事が定める額	
四	樹脂の物理試験又は化学試験手数料	
1	引張試験	千五百三十円
2	曲げ試験	千五百三十円
3	圧縮試験	千五百三十円
4	比重試験	千五百三十円
5	弾性率試験	千五百三十円
6	摩擦試験	千五百三十円
7	耐薬品性試験	千三十円
五	木質材料等試験手数料	
1	材料強度試験	七百八十円
2	略	
3	塗膜試験	七百八十円
4	略	
5	接着力試験(加工を含み、一試料につき一件とする。)	千三十円
6	キセノンウエザーメータによる耐候試験(一サイクル二十時間を一件とする。)	八千四百九十円
7	静荷重による製品強度試験	千四百二十円
8	収縮率測定	七百八十円
9	浸せきはくり試験	七百八十円
10	結露防止性能試験	一万四千六百円
11	断熱性試験	一万四千六百円
12	デュボン衝撃試験器による塗膜試験	千六百円
13	実大万能材料試験機による材料強度試験	五千三百四十円
六	食品等の保存試験手数料	
1	一月以内のもの	二千六百四十円
2	一月を超え三月以内のもの	三千三百円
3	三月を超え六月以内のもの	三千九百六十円

4	六月を超えるもの	六千六百三十円
七	食品等の検査手数料	
1	物性試験	
(1)	簡単なもの	七百九十円
(2)	機器を使用するもの	
イ	アミログラム特性値によるもの	二千六百八十円
ロ	その他のもの	千五百五十円
2	微生物酵素試験	
(1)	簡単なもの	九百十円
(2)	複雑なもの	二千六百八十円
八	分析手数料	
1	定性分析	千四百四十円
2	定量分析	二千五百七十円
3	定性機器分析	四千三百六十円
4	定量機器分析	四千九百三十円
5	機器微量分析	六千九百七十円
6	金属定量分析	二千七百九十円
7	鈦石の定量分析(石灰石及び苦灰石を除く。)	三千四百八十円
8	金属中のガス分析	二千七百九十円
9	粒度分布測定装置による分析	三千七百六十円
10	X線マイクロアナライザーによる分析	
(1)	定性分析	七千八十円
(2)	定量分析	四万千円
(3)	線分析	七千八十円
(4)	面分析(一試料につき五元素までを一件とする。)	二万二千五百円
11	X線回折装置による分析	四千八百二十円
12	蛍光X線分析装置による分析(鈦物等の検査線法によるものに限る。)	五千七百二十円
13	エネルギー分散型X線による分析	五千七百二十円
14	X線光電子分光装置による分析	
(1)	定性分析	二万三千四百円
(2)	深さ方向分析(一層につき一件とする。)	一万六千七百円
(3)	(1)又は(2)に掲げる分析の追加分析(二条件につき一件とする。)	八千七百七十円
15	オーシエ電子分光装置による分析	
(1)	定性分析	六万七千三百円
(2)	面分析	六万七千三百円
(3)	深さ方向分析(一層につき一件とする。)	四万二千五百円
16	食品等の分析	
(1)	定性分析	
イ	簡単なもの	九百十円
ロ	複雑なもの	千五百五十円
(2)	定量分析	

4	六月を超えるもの	六千五百十円
七	食品等の検査手数料	
1	物性試験	
(1)	簡単なもの	七百八十円
(2)	機器を使用するもの	
イ	アミログラム特性値によるもの	二千六百四十円
ロ	その他のもの	千五百三十円
2	微生物酵素試験	
(1)	簡単なもの	九百円
(2)	複雑なもの	二千六百四十円
八	分析手数料	
1	定性分析	千四百二十円
2	定量分析	二千五百三十円
3	定性機器分析	四千二百九十円
4	定量機器分析	四千八百五十円
5	機器微量分析	六千八百五十円
6	金属定量分析	二千七百四十円
7	鈦石の定量分析(石灰石及び苦灰石を除く。)	三千四百二十円
8	金属中のガス分析	二千七百四十円
9	粒度分布測定装置による分析	三千七百円
10	X線マイクロアナライザーによる分析	
(1)	定性分析	六千九百六十円
(2)	定量分析	四万三千円
(3)	線分析	六千九百六十円
(4)	面分析(一試料につき五元素までを一件とする。)	二万二千百円
11	X線回折装置による分析	四千七百四十円
12	蛍光X線分析装置による分析(鈦物等の検査線法によるものに限る。)	五千六百二十円
13	エネルギー分散型X線による分析	五千六百二十円
14	X線光電子分光装置による分析	
(1)	定性分析	一万三千円
(2)	深さ方向分析(一層につき一件とする。)	一万六千四百円
(3)	(1)又は(2)に掲げる分析の追加分析(二条件につき一件とする。)	八千三十円
15	オーシエ電子分光装置による分析	
(1)	定性分析	六万六千百円
(2)	面分析	六万六千百円
(3)	深さ方向分析(一層につき一件とする。)	四万八千八百円
16	食品等の分析	
(1)	定性分析	
イ	簡単なもの	九百円
ロ	複雑なもの	千五百三十円
(2)	定量分析	

イ	簡単なもの	九百十円
ロ	複雑なもの	千六百七十円
(3)	機器分析	
イ	ガスクロマトグラフによる分析	一万五千五百円
ロ	液体クロマトグラフによる分析	
(イ)	高速液体クロマトグラフによるもの	一万四千円
(ロ)	ペプチド分析システムによるもの	一万三千五百円
(ハ)	有機酸分析システムによるもの	一万四千円
ハ	原子吸光分光光度計による分析	六千六百三十円
ニ	高速アミノ酸分析計による分析	一万五千四百円
ホ	マイクロプレートリーダーによる分析	五万八千五百円
ヘ	窒素・タンパク質測定装置による分析	七千五百七十円

(4) 脂質等抽出(試料の前処理)

17	グロー放電発光分析装置による分析	六千四百八十円
		二万八千円

九 走査型電子顕微鏡等による写真撮影手数料

1	走査型電子顕微鏡によるもの	四千八百二十円
2	透過型電子顕微鏡によるもの	二万二千元
3	プローブ顕微鏡によるもの	六千九百六十円
4	電界放射型走査型電子顕微鏡によるもの	二万二千七百円
5	デジタル顕微鏡によるもの	三千九百八十円

栃木県産業技術センター 繊維技術支援センター 手数料細目表

一 繊維の物理試験又は化学試験手数料

1	耐光試験(フェードメータ使用)照射時間	
	一時間につき	
	五点まで	三百八十円
	十点まで	五百十円
	二十点まで	六百六十円
2	洗濯試験	七百九十円
3	汗試験	九百十円
4	染色摩擦試験	七百九十円
5	寸法変化試験	千四百四十円
6	窒素酸化物試験	千九百円
7	ドライクリーニング試験	七百九十円
8	燃焼性試験	千四百四十円
9	検ねん試験	七百九十円

イ	簡単なもの	九百円
ロ	複雑なもの	千六百四十円
(3)	機器分析	
イ	ガスクロマトグラフによる分析	一万三千三百円
ロ	液体クロマトグラフによる分析	
(イ)	高速液体クロマトグラフによるもの	一万三千八百円
(ロ)	ペプチド分析システムによるもの	一万三千三百円
(ハ)	有機酸分析システムによるもの	一万三千八百円
ハ	原子吸光分光光度計による分析	六千五百十円
ニ	高速アミノ酸分析計による分析	一万五千二百円
ホ	マイクロプレートリーダーによる分析	五万七千五百円
ヘ	窒素・タンパク質測定装置による分析	七千四百四十円

(4) 脂質等抽出(試料の前処理)

17	グロー放電発光分析装置による分析	六千三百七十円
		二万五千元

九 走査型電子顕微鏡等による写真撮影手数料

1	走査型電子顕微鏡によるもの	四千七百四十円
2	透過型電子顕微鏡によるもの	二万六千六百円
3	プローブ顕微鏡によるもの	六千八百四十円
4	電界放射型走査型電子顕微鏡によるもの	二万二千三百円
5	デジタル顕微鏡によるもの	三千九百十円

栃木県産業技術センター 繊維技術支援センター 手数料細目表

一 繊維の物理試験又は化学試験手数料

1	耐光試験(フェードメータ使用)照射時間	
	一時間につき	
	五点まで	三百八十円
	十点まで	五百十円
	二十点まで	六百五十円
2	洗濯試験	七百八十円
3	汗試験	九百円
4	染色摩擦試験	七百八十円
5	寸法変化試験	千四百二十円
6	窒素酸化物試験	千八百七十円
7	ドライクリーニング試験	七百八十円
8	燃焼性試験	千四百二十円
9	検ねん試験	七百八十円

10	引張強さ及び伸び率試験	千四百四十円
11	引裂強さ試験	七百九十円
12	検尺試験	千四百四十円
13	織度試験	七百九十円
14	摩耗強さ試験	千四百四十円
15	通気性試験	千四十円
16	破裂強さ試験	七百九十円
17	繊維鑑別試験	七百九十円
18	重量試験	七百九十円
19	厚さ試験	千四十円
20	密度試験	千四十円
21	編目長試験	千二百三十円
22	ピリング試験	千九百円
23	はつ水度試験	七百九十円
24	その他の物理試験	千三百三十円
25	その他の堅ろう度試験	九百十円
二 分析手数料		
1	定性分析	千九百円
2	定量分析	
(1)	無機化合物又は有機化合物分析	二千六百八十円
(2)	ホルムアルデヒド分析	三千五百八十円
三 光学顕微鏡又は走査型電子顕微鏡による写真撮影手数料		
1	光学顕微鏡によるもの	七百九十円
2	デジタルマイクロスコープによるもの	三千九百八十円
3	走査型電子顕微鏡によるもの	四千八百二十円
栃木県産業技術センター県南技術支援センター手数料細目表		
一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料		
1	引張試験	
(1)	五〇kN型	
イ	伸び計を要するもの	四千四百四十円
ロ	伸び計を要しないもの	二千四百六十円
(2)	五〇〇kN型	
イ	伸び計を要するもの	四千七百七十円
ロ	伸び計を要しないもの	二千四百九十円
2	曲げ試験	
(1)	五〇kN型	二千五百円
(2)	五〇〇kN型	千四十円
3	圧縮試験	
(1)	五〇kN型	二千五百円
(2)	五〇〇kN型	千四十円
4	硬さ試験(一試料につき四箇所までを一件とする。)	千四十円
5	精密測定	
(1)	表面粗さ測定	千四十円

10	引張強さ及び伸び率試験	千四百二十円
11	引裂強さ試験	七百八十円
12	検尺試験	千四百二十円
13	織度試験	七百八十円
14	摩耗強さ試験	千四百二十円
15	通気性試験	千三十円
16	破裂強さ試験	七百八十円
17	繊維鑑別試験	七百八十円
18	重量試験	七百八十円
19	厚さ試験	千三十円
20	密度試験	千三十円
21	編目長試験	千二百十円
22	ピリング試験	千八百七十円
23	はつ水度試験	七百八十円
24	その他の物理試験	千三百十円
25	その他の堅ろう度試験	九百円
二 分析手数料		
1	定性分析	千八百七十円
2	定量分析	
(1)	無機化合物又は有機化合物分析	二千六百四十円
(2)	ホルムアルデヒド分析	三千五百二十円
三 光学顕微鏡又は走査型電子顕微鏡による写真撮影手数料		
1	光学顕微鏡によるもの	七百八十円
2	デジタルマイクロスコープによるもの	三千九十円
3	走査型電子顕微鏡によるもの	四千七百四十円
栃木県産業技術センター県南技術支援センター手数料細目表		
一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料		
1	引張試験	
(1)	五〇kN型	
イ	伸び計を要するもの	四千七十円
ロ	伸び計を要しないもの	二千四百二十円
(2)	五〇〇kN型	
イ	伸び計を要するもの	四千百円
ロ	伸び計を要しないもの	二千四百五十円
2	曲げ試験	
(1)	五〇kN型	二千四百六十円
(2)	五〇〇kN型	千三十円
3	圧縮試験	
(1)	五〇kN型	二千四百六十円
(2)	五〇〇kN型	千三十円
4	硬さ試験(一試料につき四箇所までを一件とする。)	千三十円
5	精密測定	
(1)	表面粗さ測定	千三十円

(2) 形状測定	二千二百三十円
二 金属組織等の写真撮影手数料	
1 光学顕微鏡による組織等の撮影	三千四百八十円
2 マクロ組織等の撮影	二千六百八十円
三 樹脂の物理試験又は化学試験手数料	
1 引張試験	千五百五十円
2 曲げ試験	千五百五十円
3 圧縮試験	千五百五十円
4 硬さ試験	九百十円
5 衝撃試験	九百十円
6 荷重たわみ温度試験	千四十円
7 摩耗試験	千五百五十円
8 流れ試験	千四十円
9 比重試験	千五百五十円
10 弾性率試験	千五百五十円
11 耐薬品性試験	千四十円
四 砕石等の物理試験又は化学試験手数料	
1 微粒分量試験	二千七百九十円
2 ふるい分け試験	二千五百七十円
3 単位容積質量試験	二千五百七十円
4 密度試験	二千五百七十円
5 吸水率試験	四千四百八十円
6 すりへり試験	六千九百七十円
7 CBR試験(一測点につき)	三千四百八十円
8 修正CBR試験(一測点につき)	三千四百八十円
9 締固め試験(一測点につき)	三千四百八十円
10 塑性指数試験	四千四百八十円
11 含水率試験	三千二十円
12 粒形判定実績率試験	一万九千円
13 粗粒率試験	一万二千円
14 有機不純物試験	二千五百七十円
五 分析手数料	
1 定性分析	千四百四十円
2 定量分析	二千五百七十円
3 定性機器分析	四千三百六十円
4 定量機器分析	四千九百三十円
5 機器微量分析	六千九百七十円
6 金属定量分析	二千七百九十円
7 鉱石の定量分析(石灰石及び苦灰石を除く。)	三千四百八十円
8 粒度分布測定装置による分析	三千七百六十円
9 X線回折装置による分析	四千八百二十円
10 蛍光X線分析装置による分析(鉱物等の検査線法によるものに限る。)	五千七百二十円
11 エネルギー分散型X線による分析	

(2) 形状測定	二千百九十円
二 金属組織等の写真撮影手数料	
1 光学顕微鏡による組織等の撮影	三千四百二十円
2 マクロ組織等の撮影	二千六百四十円
三 樹脂の物理試験又は化学試験手数料	
1 引張試験	千五百三十円
2 曲げ試験	千五百三十円
3 圧縮試験	千五百三十円
4 硬さ試験	九百円
5 衝撃試験	九百円
6 荷重たわみ温度試験	千三十円
7 摩耗試験	千五百三十円
8 流れ試験	千三十円
9 比重試験	千五百三十円
10 弾性率試験	千五百三十円
11 耐薬品性試験	千三十円
四 砕石等の物理試験又は化学試験手数料	
1 微粒分量試験	二千七百四十円
2 ふるい分け試験	二千五百三十円
3 単位容積質量試験	二千五百三十円
4 密度試験	二千五百三十円
5 吸水率試験	四千四百円
6 すりへり試験	六千八百五十円
7 CBR試験(一測点につき)	三千四百二十円
8 修正CBR試験(一測点につき)	三千四百二十円
9 締固め試験(一測点につき)	三千四百二十円
10 塑性指数試験	四千四百円
11 含水率試験	二千九百七十円
12 粒形判定実績率試験	一万八千七百円
13 粗粒率試験	一万千八百円
14 有機不純物試験	二千五百三十円
五 分析手数料	
1 定性分析	千四百二十円
2 定量分析	二千五百三十円
3 定性機器分析	四千二百九十円
4 定量機器分析	四千八百五十円
5 機器微量分析	六千八百五十円
6 金属定量分析	二千七百四十円
7 鉱石の定量分析(石灰石及び苦灰石を除く。)	三千四百二十円
8 粒度分布測定装置による分析	三千七百円
9 X線回折装置による分析	四千七百四十円
10 蛍光X線分析装置による分析(鉱物等の検査線法によるものに限る。)	五千六百二十円
11 エネルギー分散型X線による分析	

五千七百二十円	栃木県産業技術センター繊維物技術支援センター手数料細目表	五千六百二十円	栃木県産業技術センター繊維物技術支援センター手数料細目表
一 繊維の染色加工手数料		一 繊維の染色加工手数料	
1 糸布類の浸染(精練又は漂白を含む。)		1 糸布類の浸染(精練又は漂白を含む。)	
(1) つむぎ糸浸染	千三百三十円	(1) つむぎ糸浸染	千三百十円
(2) かすり糸浸染	二千六百八十円	(2) かすり糸浸染	二千六百四十円
2 糸布類の精練又は漂白	七百九十円	2 糸布類の精練又は漂白	七百八十円
二 製織準備加工手数料		二 製織準備加工手数料	
1 整経	二千三百五十円	1 整経	二千三百十円
2 のり付け	七百九十円	2 のり付け	七百八十円
3 機巻き		3 機巻き	
(1) 無地	二千六百八十円	(1) 無地	二千六百四十円
(2) かすり	五千三百八十円	(2) かすり	五千二百九十円
三 図案作成手数料		三 図案作成手数料	
1 創作図案	二千円	1 創作図案	千九百七十円
以上一万三千八百円以内で知事が定める額		以上一万三千六百円以内で知事が定める額	
2 設計図案	千二百三十円	2 設計図案	千二百十円
以上三万三千六百円以内で知事が定める額		以上三万三千元以内で知事が定める額	
栃木県産業技術センター窯業技術支援センター手数料細目表		栃木県産業技術センター窯業技術支援センター手数料細目表	
一 窯業材料等の耐火度、耐圧強度、吸水率又は比重等の物理試験手数料		一 窯業材料等の耐火度、耐圧強度、吸水率又は比重等の物理試験手数料	
1 耐火度試験	四千八百二十円	1 耐火度試験	四千七百四十円
2 曲げ試験(一種類につき五個を一件とする。)	三千七百五十円	2 曲げ試験(一種類につき五個を一件とする。)	三千六百九十円
3 吸水率試験(一種類につき五個を一件とする。)	七百九十円	3 吸水率試験(一種類につき五個を一件とする。)	七百八十円
4 摩耗試験	千七百七十円	4 摩耗試験	千七百四十円
二 分析手数料		二 分析手数料	
1 X線回折装置による分析	四千八百二十円	1 X線回折装置による分析	四千七百四十円
2 蛍光X線分析装置による分析	五千七百二十円	2 蛍光X線分析装置による分析	五千六百二十円

(栃木県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第十七条 栃木県収入証紙条例施行規則(平成十六年栃木県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収入証紙の取扱費)</p> <p>第五条 条例第九条の規定により知事が交付する取扱費の額は指定人に対する収入証紙の売渡価格の百分の三に相当する金額に百分の百十を乗じて得た額とし、その交付の方法は別に定める。</p> <p>2 略</p>	<p>(収入証紙の取扱費)</p> <p>第五条 条例第九条の規定により知事が交付する取扱費の額は指定人に対する収入証紙の売渡価格の百分の三に相当する金額に百分の百八を乗じて得た額とし、その交付の方法は別に定める。</p> <p>2 略</p>

(牛の伝達性海綿状脳症検査手数料の額に関する規則の一部改正)

第十八条 牛の伝達性海綿状脳症検査手数料の額に関する規則(平成十七年栃木県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。